

2007(平成19年)

1.15

広報

はむら



今年も力作ぞろい！羽村三中E組
平成19年木版画カレンダー

CONTENTS

■平成19年度住民税（市民税・都民税）の 申告受付	1
■平成18年分所得税確定申告の受付	2
■介護保険サービスを利用されている方は確定申 告で医療費控除の対象となる場合があります	3
■平成19年から所得税・住民税が変わります	4
■お知らせ	5
■健康ガイド	13
■団体のひろば	14

羽村第三中学校E組の生徒が作成した木版画カレンダーです。このカレンダーは、昭和63年から「はむらの教育」に、平成8年から「広報はむら」に掲載しています。

今年度、E組の生徒は17人。全部で18枚の版画を作成し、3種類のカレンダーを完成させました。

1枚1枚熱心に作成されたカレンダーを、今年も広報はむらで紹介していきます。

平成19年度

住民税(市民税・都民税)の申告受付

平成18年中の収入などを市に申告するものです。
必ず、期間内に申告してください。

受付会場 市役所4階大会議室A

受付期間 2月1日(木)～3月15日(木)

受付時間 午前9時～11時30分、午後1時～4時

※土・日曜日の住民税の申告受付は市役所1階課税課窓口

■市民税・都民税の申告をしなければならぬ方

●給与所得の方で、勤務先から市へ給与支払報告書が送付されていない方(勤務先で確認してください)。

●事業、不動産、配当、年金、雑などの所得があった方で、確定申告の必要のない方
※国民健康保険加入者は、昨年中の所得のない方も必ず申告してください。

■市民税・都民税の申告の必要がない方

●確定申告書を税務署に提出する方

申告の際に持参するもの

- ① 申告書と印鑑
- ② 給与所得の源泉徴収票や支払者の証明書など、収入が明らかになる資料
- ③ 年金を受給されている方は、公的年金などの源泉徴収票
- ④ 国民年金保険料等の控除証明書
- ⑤ 社会保険料の領収書(昨年中に国民健康保険税や健康保険料、厚生年金保険料などを支払ったもの)
- ⑥ 生命保険や損害保険の控除証明書、医療費などの領収書など
- ⑦ 障害者控除を受ける方は、障害者手帳など
- ⑧ 配偶者特別控除を受ける方は、配偶者の所得が明らかになる資料
- ⑨ 事業所得者などの方は、収支決算書や帳簿など

■注意■

平成14年度から国民年金保険料は国が徴収しています。保険料の支払額は、社会保険庁専用コールセンター(☎0570-100-9911)または立川社会保険事務所(☎042-523-0351)に照会してください。

■お願い■

申告を円滑に行えるよう、受付時には正確に記載された申告書を提出してください。

郵送による受付

申告書に源泉徴収票、事業主の支払証明書または収支明細書などの必要書類を添付し、該当する事項を記入し、課税課市民税係へ郵送してください。申告書の控えに受付印が必要な方は返信用封筒(切手貼付)を同封して、郵送してください。

郵送先 〒205-8601(住所記載不要)
羽村市課税課市民税係

出張受付をご利用ください

期日／会場

- ◆ 2月6日(火)午後1時30分～午後4時／川崎会館
- ◆ 2月7日(水)午後1時30分～午後4時／美原会館
- ◆ 2月8日(木)午後1時30分～午後4時／三矢会館

※所得税の確定申告も一部受け付けます。

(左ページの平成18年分所得税確定申告の受付／市役所での受付欄中の「受付できないもの」以外)

問合せ 課税課市民税係

平成18年分 所得税確定申告の受付

平成18年中の収入などを税務署に申告するものです。

税務署での受付

受付会場 青梅税務署

受付期間 2月16日(金)～3月15日(木)

※還付申告は1月4日(木)から受け付けています。

※税務署では2月18日(日)・25日(日)も受け付けます。当日は、混雑が予想されますので、早めにお越しください。

※これ以外の土・日曜日、祝日は受け付けを行っていません。

受付時間 午前9時～正午、午後1時～5時

市役所での受付

受付会場 羽村市役所4階大会議室A

受付期間 2月16日(金)～3月15日(木)

※還付申告は2月1日(木)から受け付けます。

※市役所では土・日曜日、祝日の確定申告は受け付けできません。

受付時間 午前9時～11時30分、午後1時～4時

受付できないもの

- 住宅借入金等特別控除の申告
- 土地・家屋・株式などの譲渡所得
- 青色申告、農業・営業などの所得

○消費税、相続税、贈与税の申告
※これらの申告は青梅税務署に直接申告してください。

青梅税務署による出張申告相談

受付会場 羽村市役所4階大会議室A

受付期日 2月6日(火)・7日(水)・8日(木)

相談受付時間 午前9時30分～11時30分、午後1時～3時

内容 給与所得者、年金所得者、農業所得者および小規模納税者の確定申告書の作成アドバイス、相談および収受(譲渡所得・贈与税の相談はできません)。

申告の際に持参するもの

- ① 申告書と印鑑
- ② 給与所得の源泉徴収票や支払者の証明書など、収入が明らかになる資料
- ③ 年金を受給されている方は、公的年金などの源泉徴収票
- ④ 国民年金保険料等の控除証明書
- ⑤ 社会保険料の領収書(昨年中に国民健康保険税や健康保険料、厚生年金保険料などを支払ったもの)
- ⑥ 生命保険や損害保険の控除証明書、医療費などの領収書など
- ⑦ 障害者控除を受ける方は、障害者手帳など

- ⑧ 配偶者特別控除を受ける方は、配偶者の所得が明らかになる資料
- ⑨ 事業所得者などの方は、収支決算書や帳簿など

郵送による受付

申告書に源泉徴収票、事業主の支払証明書または収支明細書などの必要書類を添付し、該当する事項を記入し、直接青梅税務署へ郵送してください。なお、申告書の控えに受付印が必要な方は返信用封筒(切手貼付)を同封して、郵送してください。

郵送先 青梅税務署 〒198-8530 青梅市東青梅4-13-4

■ニセ税理士にご用心

税理士の資格のない人が税金の相談、申告書の作成などをする場合は法律により禁止されています。注意してください。

■確定申告はお早めに！

所得税の申告と納税は3月15日(木)までです。期限が近くなると税務署の窓口は大変混雑しますので、早めに申告を済ませてください。なお、期限に遅れると、延滞税などがかかります。注意してください。

問合せ 青梅税務署 ☎0428-22-13185

介護保険サービスを利用されている方は 確定申告で医療費控除の対象となる場合があります

介護保険サービスで医療費控除の対象となるものは、次の場合です

在宅の方

次の条件を満たしている場合、介護保険サービスを利用した際の費用（介護サービスに対する一割の利用者負担分）が、控除の対象となります。

① 居宅介護支援事業者が作成した居宅介護サービス計画に基づき在宅のサービスを利用している

② 居宅介護サービス計画に、次の医療系サービスのいずれかが含まれている（介護予防サービス含む）

○訪問看護

○訪問リハビリテーション

○通所リハビリテーション

○居宅療養管理指導

○短期入所療養介護

③ 右記のサービスと併せて利用する場合のみ医療費控除の対象となるサービス（介護予防サービス含む）

○訪問介護

○夜間対応型訪問介護

○訪問入浴介護

○通所介護

○認知症対応型通所介護

○小規模多機能型居宅介護

○短期入所生活介護

※訪問介護の家事援助中心型や、支給限度額を超えたサービス提供分、特別な費用などは控除の対象外となります。

介護保険施設に入所している方

① 指定介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）・地域密着型介護老人福祉施設

「施設介護サービスに対する自己負担額（1割）と食費・居住費に係る自己負担額の合計額の2分の1」が控除の対象

② 介護老人保健施設・介護療養型医療施設

「施設介護サービスのうち、食事のサービスおよび居住以外のサービス提供に係る自己負担額と食費・居住に係る自己負担額」が控除の対象

※介護保険サービス事業者は利用者に対して医療費控除対象額を記載した領収書を交付することになっています。医療費控除額が記載していない領収書は、対象となりません。

介護保険料は社会保険料控除の対象です

介護保険料を納めている方は、申告の際に、健康保険や年金の掛金と同様に社会保険料控除に記入できます。

問合せ 申告方法や手続きについて…

青梅税務署 ☎ 0428-122-3185

介護保険制度（控除対象）について…
高齢福祉介護課介護保険係

おむつ代に係る医療費控除の申請に 要介護認定資料の『主治医意見書』 が利用できます

認知症および要介護4・5の高齢者を介護している方へ 確定申告手続きに係る認定書を発行します

市では、要介護認定結果が要介護4・5に認定された方などに、障害者控除対象者認定書を発行します。

所得税や市・都民税の申告をするときに、この認定書を添付すると、本人またはその扶養者が、障害者控除または特別障害者控除を受けることができます。

申請できる方 本人とその ○特別障害者控除／要介護4

家族の方（扶養している方） または5、認知状態にあり、日

※介護度、日常生活自立度 常生活自立度がⅣ（※2）以上

などの個人情報についての（※1）…日常生活に必要な意思疎通の困難さが多少見られる

けることができます。（※2）…日常生活に必要な意思疎通の困難さが頻繁に見られる

■控除の対象となる方 ■認定書の発行 障害者控除

控除区分／要介護認定の結果 対象者認定書は、高齢福祉介

○障害者控除／認知状態に 護課窓口で発行しています。 あり、日常生活自立度が 直接窓口へお越しください。

Ⅱ（※1）以上

問合せ 高齢福祉介護課高齢福祉係

寝たきり状態や治療でおむつの使用が必要な方のおむつ代が、医療費控除の対象として認められるためには、確定申告の際に、「おむつ代の領収書」と医師が発行した「おむつ使用証明書」の添付が必要です。

要介護（要支援）の状態にあり、医療費控除を受けるのが2年目以降である方には、「おむつ使用証明書」の代わりに、要介護認定の際に主治医が作成し羽村市に提出する「主治医意見書（おむつの使用が常時必要であることの記載があり、おむつを使用した年に作成したもの）」の写し、または、「市町村が主治医意見書の内容を確認した書類」でも医療費控除の申請ができます。

この「主治医意見書」の写しなどは、高齢福祉介護課介護認定係で発行しています。

問合せ 高齢福祉介護課介護認定係